契　約　書
重要事項説明書

（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護）

利用者名：　　様

事 業 者：　社会福祉法人　　三慶会

特別養護老人ホーム　ひび喜楽園

令和　　年　　月　　日

サービス利用契約書

（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護）

〔　目　次　〕

第一章 総則

第１条（契約の目的）
第２条（短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更）
第３条（介護保険の基準サービス）
第４条（介護保険の基準外のサービス）

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第５条（サービス利用料金の支払い）
第６条（利用の中止、変更、追加）
第７条（利用料金の変更）

第三章 事業者の義務等

第８条（事業者及びサービス従事者の義務）
第９条（守秘義務等）

第四章 契約者の義務

第１０条（契約者の施設利用上の注意義務等）

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第１１条（損害賠償責任）
第１２条（損害賠償がなされない場合）
第１３条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第六章 契約の終了

第１４条（契約の終了事由）
第１５条（契約者からの中途解約等）
第１６条（契約者からの契約解除）
第１７条（事業者からの契約解除）
第１８条（契約の終了に伴う援助）
第１９条（居室の明け渡しー精算ー）
第２０条（身元引受人）
第２１条（連帯保証人）
第２２条（残置物の引取等）

第七章 その他

第２３条（苦情処理）
第２４条（合意管轄）
第２５条（協議事項）

20111001

社会福祉法人　三慶会
特別養護老人ホーム　ひび喜楽園

　　様　（以下「契約者」という。）と社会福祉法人　三慶会（以下「事業者」という。）は、契約者が特別養護老人ホーム　ひび喜楽園（以下「事業所」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第 1 条（契約の目的）

1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第 3 条及び第 4 条に定める短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの内容は、「短期入所生活介護計画」・「介護予防短期入所生活介護計画」に定めるとおりとします。

3 契約者は、第 13 条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第 2 条（短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更）

1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、3 泊 4 日以上滞在の方は、それに沿って契約者の短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとします。

2 介護予防短期入所生活介護サービスの回数の程度、実施内容については、前項の介護予防短期入所生活介護計画に定めます。但し、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

3 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画・介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、3 泊 4 日以上滞在の方は、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者を紹介等し、居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

4 事業者は、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

5 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画・介護予防サービス計画が変更された場

合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画を変更するものとします。

6 事業者は、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第 3 条（介護保険の基準サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第 4 条（介護保険の基準外サービス）

1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

2 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

一　契約者が使用する居室の提供及び食事の提供
二　契約者が選定する特別な食事の提供
三　契約者に対する理髪・美容サービス
四　別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理
五　事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
六　契約者が持ち込まれる電気製品の使用

3 前項の他、事業者は契約者の移送に係るサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

4 前 2 項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費･介護予防サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 契約者は､要介護度､又は要支援状態区分に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：サービス利用料金の自己負担額に滞在費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定、又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定・要支援認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

3 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

4 前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。

5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者は重要事項説明書に定める期日及び方法で支払うものとします。

6　1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6条（利用日の中止・変更・追加）

1 契約者は、利用期日前において、短期入所生活介護サービスの利用又は介護予防短期入所生活介護サービスを中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第7条（利用料金の変更）

1 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものと

します。
2 第 5 条第 3 項及び第 4 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の 2 か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第 8 条（事業者及びサービス従事者の義務）
1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
4 事業者は、契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを５年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第 9 条（守秘義務等）
1 事業者、サービス従事者は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3 契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図る等正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第 10 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 11 条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 12 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

四　契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 13 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約中に、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 14 条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　契約者が死亡した場合
二　要介護認定・要支援認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
三　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
四　施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
五　事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
六　第 15 条から第 17 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 15 条（契約者からの中途解約等）

1　契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

一　第 7 条第 3 項により本契約を解約する場合
二　契約者が入院した場合
三　契約者に係る居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 16 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合

二　事業者もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
三　事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
四　他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 17 条（事業者からの契約解除）
事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
一　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
二　契約者による、第 5 条第 2 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが請求月の末日から起算して 1 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
三　契約者が、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合（又は、傷つける恐れがある場合）また、契約者が著しい不信行為等を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
四　集団生活に支障となる言動、行動等が頻繁に見られた場合
五　その他、事業者側と契約者側の考え方の相違から利用継続が難しいと判断した場合

第 18 条（契約の終了に伴う援助）
事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 19 条（居室の明け渡しー精算ー）
1 契約者は、第 14 条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 10 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
3 契約者は、第 18 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
4 第 1 項の場合に、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額に

ついては第5条第6項を準用します。

第20条（身元引受人）

1　身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務について、契約者と連帯してその履行の責任を負います。

2 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。

一 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること

二 本契約が終了した場合に事業者と協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること

三 契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに遺体及び残置品（居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引取りなど必要な処理を行うこと

3 事業者は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。

4 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。

5 事業者は、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置品を処分できるものとします。 その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとします。

6 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは辞退等した場合には、新たに身元引受人を立てるようにすると共に、前身元引受人との利用料などの経済的な債務等につき、新身元引受人は契約者と連帯してその履行の責任を負うものとします。

7 契約者は、連帯保証人を立てる事とします。但し社会通念上、連帯保証人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。

連帯保証人は、契約者・身元引受人と共に債務等の連帯保証にあたるものとします。

第 ２１　条（連帯保証人）

1 事業者は、利用者に対して連帯保証人を定めることを請求できます。ただし、連帯保証人を定めることができないやむを得ない理由であって、事業者がそれを認める場合にはその限りではありません。

2 連帯保証人を定めるにあたっては、連帯保証人同士は住居および生計が別であること、加えて未成年でない者を定めることとします。

3 連帯保証人は身元引受人を兼ねる者とし、本契約に基づく利用者の事業者に対する責務について、事業者が必要ありと認め要請したときは、これに応じて事業者と協

議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

4 連帯保証人は、利用者が事業者に対して負担する第５条に定める利用料金、第１０条に定める損害賠償、第２２条に定める残置物の処分に要する費用の支払いについて、利用者と連帯して保証するものとします。

5 前項の連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の限度額は金 100 万円とします。

6 利用者が第５条に定める利用料金の支払いを 3 カ月分以上滞納した場合は、事業者は、連帯保証人に滞納の事実を通知し、対処を求めるものとします。

第２２条（残置物の引取等）

1 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「身元引受人」という。）を定めることができます。

2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は身元引受人にその旨連絡するものとします。

3 契約者又は身元引受人は、前項の連絡を受けた後 3 週間以内に残置物を引き取るものとします。

但し、契約者又は身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。

4 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、契約者又は身元引受人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は身元引受人に引き渡すものとします。

但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は身元引受人の負担とします。

5 事業者は、契約者が身元引受人を定められなかった場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第七章 その他

第２３条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第２４条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた際は、岡山地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第２５条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

重要事項説明書

（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護）

社会福祉法人　三慶会

当施設は介護保険の指定を受けています。
（岡山県指定 第3370401253号）

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスまたは指定介護予防短期入所生活介護を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容及び、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

〔目　次〕

１．経営法人【ページ：13】
２．事業所の概要【ページ：13】
３．職員の配置状況【ページ：14】
４．当施設が提供するサービスと利用料金【ページ：14】
５．事業者及びサービス従事者の義務（契約書第8条参照）【ページ：22】
６．緊急時の対応方法について（契約書第8条参照）【ページ：22】
７．事故発生時の対応方法について（契約書第8条参照）【ページ：22】
８．秘密の保持について（契約書第9条参照）　【ページ：22】
９．個人情報の保護について（契約書第9条参照）【ページ：23】
１０．サービスの利用に対しての留意事項（契約書第10条参照）　【ページ：24】
１１．損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）【ページ：25】
１２．サービスの提供にあたって【ページ：25】
１３．身体拘束について（契約書第8条参照）【ページ：26】
１４．非常災害時対策について【ページ：26】
１５．衛生管理等について【ページ：26】.
１６．　ハラスメント対策について【ページ：26】
１７．　職員の質の確保【ページ：27】
１８．残置物の引取について（契約書第２２条参照）【ページ：27】
１９．苦情の受付について（契約書第２３条参照）【ページ：27】
２０．　Ｗｅｂ公開

令和　　年　　月　　日

１．経営法人

(1)法人名　　社会福祉法人　三慶会

(2)法人所在地　　岡山県岡山市北区今保 862-3

(3)電話番号　　086-241-5544

(4)代表者氏名　　理事長　　岸本　三七吉

(5)設立年月日　　平成 16 年 6 月 1 日

２．事業所の概要

(1)事業所の種類　　指定短期入所生活介護事業所

（平成 23 年 10 月 1 日指定　岡山県 3370401253 号）

指定介護予防短期入所生活介護事業所

（平成 23 年 10 月 1 日指定　岡山県 3370401253 号）

※特別養護老人ホーム ひび喜楽園に併設されています。

(2)事業所の目的　　介護保険法に従い、ご契約者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張などの理由により、またはご契約者の家族の身体的及び精神的な負担などの軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象に短期入所生活介護のサービスを提供します。

(3)事業所の名称　　特別養護老人ホーム　ひび喜楽園

(4)施設の所在地　岡山県玉野市渋川 1 丁目 14-13

(5)電話番号　　0863-81-1010

(6)当事業所の運営方針

当事業所は、ご契約者一人一人の意思及び人格を尊重し、常にご契約者の立場にたってサービスの提供に努めます。また、地域や家族との結びつきを重視した運営を行います。

(7)開設年月日　　平成 23 年 10 月 1 日

(8)営業日及び営業時間

営業日	**年中無休**
受付時間	**午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。** ※午後 6 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分まではガイダンス（留守番電話）での対応となります。

(9)入所定員　　10 人

(10)通常の事業の実施地域

玉野市、倉敷市

(11)居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	10 室	ユニット型個室（10 名）
共同生活室	1 室	
浴　室	3 室	介護浴室（1 ケ所）、特殊浴室（2 ケ所）
脱衣室	3 室	
送迎車	3 台	

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況等により事業者の判断において、居室を変更する場合がありますので、ご了承ください。

３．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスまたは指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	現員	指定基準
施設長(管理者)	1 名	1 名
医師	嘱託	必要数
生活相談員	1 名	1 名
介護職員	32 名	21 名以上
機能訓練指導員	1 名	1 名
看護職員	6 名	3 名以上
管理栄養士	2 名	1 名
事務員	1 名	

※職員の員数については、特別養護老人ホームとの合計数

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる短期入所生活介護サービス
(2) 利用料金が介護保険の給付の対象となる介護予防短期入所生活介護サービス
(3) 利用料金が介護保険の給付の対象とならないサービス
（利用料金の全額をご契約者に負担いただくサービス）

があります。

(1)介護保険の給付の対象となる短期入所生活介護サービス（契約書第 3 条参照）

以下のサービスについては、居室の提供（滞在費）、食費を除き、通常 9 割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

・個室（トイレ・洗面台完備）となっております。

②食事

・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食〕7：30～　昼食〕12：00～　夕食〕17：30～

③入浴

・居宅における入浴が困難なご契約者に対して、必要な入浴サービスを行います。

・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

⑦健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑧その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、また適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1 日あたり）〉（契約書第 3 条参照）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）下記の料金は、介護保険給付時の料金です。

（日額）

ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
	704 円	772 円	847 円	918 円	987 円

機能訓練体制加算	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	18 円	18 円	18 円	18 円	18 円
夜勤職員配置加算Ⅱ	18 円	18 円	18 円	18 円	18 円

その他（全員）の加算について

介護職員処遇改善加算Ⅰ

１日につき、所定単位数×サービス別加算率が加算されます。

生産性向上推進体制加算Ⅱ　10 単位／月

その他個別（対象者）加算について

①送迎加算

ご契約者の居宅から事業所との間の送迎を行った場合、片道につき 184 円が加算されます。

②療養食加算

医師の指示による食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合、1 回につき 8 円が加算（1 日 3 回限度）されます。

（糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病・脂質異常症食・痛風食及び特別な場合の検査食）

③認知症行動・心理症状緊急対応加算・・・未算定中

医師が認知症の行動･心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用と判断し利用をした場合、7 日を限度として、1 日につき 200 円が加算されます。

④若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者が利用した場合、1 日につき 120 円が加算されます。

⑤看護体制加算Ⅰ・・・未算定中

介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）の空床を利用した場合、1 日につき 4 円が加算されます。

(2) 介護保険の給付の対象となる介護予防短期入所生活介護サービス

（契約書第 3 条参照）

以下のサービスについては、居室の提供（滞在費）、食費を除き、通常 9 割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉　　短期入所生活介護サービスと同様

〈サービス利用料金（1 日あたり）〉（契約書第 3 条参照）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）下記の料金は、介護保険給付時の料金です。

（日額）

ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 529 円	要支援 2 656 円
機能訓練体制加算	12 円	12 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 円	18 円

その他（全員）の加算について

介護職員処遇改善加算 Ⅰ

１日につき、所定単位数×サービス別加算率が加算されます。

生産性向上推進体制加算Ⅱ　10 単位／月

その他個別（対象者）加算について

①送迎加算

ご契約者の居宅から事業所との間の送迎を行った場合、片道につき 184 円が加算されます。

②療養食加算

医師の指示による食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合、1 食につき 8 円が加算されます。

（糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・
脂質異常症食・痛風食及び特別な場合の検査食）

③認知症行動・心理症状緊急対応加算・・・未算定中

医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用と判断し利用をした場合、7 日を限度として、1 日につき 200 円が加算されます。

④若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者が利用した場合、1 日につき 120 円が加算されます。

☆介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、別に算定し全額負担となりますので、ご相談ください。

☆ご契約者がまだ要介護又は要支援認定を受けていない場合には、暫定要介護・要支援に応じたサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(3)　(1)、(2)以外のサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①当施設の滞在費及び食費

（日額）

<table>
<tr><th colspan="2">対象者</th><th>区分</th><th>滞在費</th><th>食費</th></tr>
<tr><td colspan="2">生活保護受給者</td><td rowspan="2">利用者負担
段階１</td><td rowspan="2">880 円</td><td rowspan="2">300 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市町村民税非課税世帯員全が</td><td>老齢福祉年金受給者</td></tr>
<tr><td>課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方</td><td>利用者負担
段階２</td><td>880 円</td><td>600 円</td></tr>
<tr><td>課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以上 266 万以下の方</td><td>利用者負担
段階３</td><td>1,370 円
1,470 円</td><td>1,030 円
1,360 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の方</td><td>利用者負担
段階４</td><td>2,066 円</td><td>1,600 円</td></tr>
</table>

☆ 滞在費と食事に係る費用について､介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ 当施設の滞在費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、ショートステイの滞在費・食費の負担が軽減されます。

☆ 減額の適用を受けたい方は、事前に市町村に申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けて下さい。

☆ 食費内訳（食材料費と調理費を含む）

基準額　　1,445 円

施設契約額　1,600 円（朝食 430 円　昼食 585 円　夕食 585 円　（おやつ 50 円））

※食費は実食計算となります。

②特別な食事等（おやつ代・ジュース代・お酒等を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③理髪・美容料　　※ロングショートステイの方、限定

ご希望があれば１ヶ月に一度程度、NPO 法人さんぱつ訪問サービスの理容師・美容師による訪問サービスをご利用して頂くことが出来ます。

ｈａｉｒ　ｄｅｓｉｇｎ　ｈａｋｋａ　カット:1,480 円　カラー:4,200 円　パーマ:4,200 円～

④貴重品の管理

〇お預かりするもの：医療・介護に係わる証明書及び保険証、その他必要と思われるもの。（但し、原則として預金通帳、年金証書は除く。）

〇保管責任者：施設長

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション等に参加して頂くことが出来ます。

利用料金：材料代等の実費

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担していただくことが適当であるものに係る費用をご負担願います。

ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっています。ご負担の必要はありません。

⑦電気製品の使用料

個人的に利用される電気製品を持ち込んで使用される場合の使用料金をご負担願います。＜例＞　テレビ、電気毛布、ラジオ、等

使用料金：50 円（電気製品 1 台につき日額）

※ 持込み及び引取りに際しては、届出書をご提出願います。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、(3)のサービス額を相当な額に変更することができます。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(4)利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記(1)又は(2)、(3)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、翌月１０日にご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（金融機関口座からの自動引き落としでのお支払いにご協力ください。）

①金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関

・ゆうちょ銀行・おかやま信用金庫

（ゆうちょ銀行はご請求月の 20 日、おかやま信用金庫はご請求月の 15 日に引落とし致します。但し、土・日・祝祭日などの場合は、後の銀行営業日とします。）

・その他の金融機関

（上記以外の銀行につき、ご利用月の翌々月 10 日に引落となります）

（※振替手数料は施設にて負担いたします。）

②下記指定口座への振り込み　（ご請求月の末日までにお振り込み下さい。）

・おかやま信用金庫　和田支店　普通預金　１１００７８６

口 座 名：　社会福祉法人（シャカイフクシホウジン）　三慶会（サンケイカイ）
特別養護老人ホーム　ひび喜楽園
理事長　岸本三七吉
（※振込手数料をご負担願います。）

原則、上記、①又は②での方法で利用料金の支払いをお願い致します。
（現金での取り扱いに伴うリスクを軽減する為ですのでご理解ください）

特段な事情がある場合は現金での支払いの相談をお受けいたしますので、下記内容を確認ください。

窓口（施設）での現金支払について
（ご請求月の末日までにお支払下さい。）
※注意事項　　窓口での受け付けは、９時から１７時までとします。
また土曜日・日曜日の受付は行なっておりません
※釣銭が無いようご準備をお願い致します。
（現金での取り扱いに伴うリスクを軽減する為ですのでご理解ください）

※領収書の発行は、①・②の場合はご入金を確認した翌月１０日過ぎに郵送させて頂きます。また、窓口での現金支払いの場合は、窓口にて発行を致します。

(5)利用の中止、変更、追加（契約書第 6 条参照）

①利用予定日の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。

②利用日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合にはこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担相当額

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

④ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(6)利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診

療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団　五聖会 児島聖康病院
所在地	倉敷市児島下の町 1-1-16
診療科	一般内科・消化器科・循環器内科　等

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人社団　プライムケア岡山
所在地	岡山市南区植松 523-4

協力病院以外に受診する場合、緊急時以外の搬送、付添等の援助はご家族様の対応となりますので、宜しくお願い致します。

５．事業者及びサービス従事者の義務（契約書第 8 条参照）

(1) サービスの提供において、ご契約者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。

(2) ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

(3) ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧できるものとし、複写物を交付します。

６．緊急時の対応方法について（契約書第 8 条参照）

ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師または、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご契約者が予め指定する連絡先、担当居宅介護支援事業所にも連絡します。

主治医	病院名	
	所在地	

	主治医氏名	
	連絡先	

緊急連絡先(家族)	①	氏名	（続柄：　　）		
		連絡先		携帯	
	②	氏名	（続柄：　　）		
		連絡先		携帯	

７．事故発生時の対応方法について（契約書第 8 条参照）

ご契約者に対する指定短期入所生活介護または指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、備前県民局、市町村、ご契約者の家族、ご契約者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

８．秘密の保持について（契約書第 9 条参照）

ご契約者及びその家族に関する秘密の保持について、事業者は、ご契約者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。また、事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得たご契約者及びその家族の秘密を正当な理由なく､第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続し、事業者は、従業者に、業務上知り得たご契約者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても､その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

９．個人情報の保護について（契約書第 9 条参照）

個人情報の保護については、法人の運営する各事業が提供するサービスが適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、各事業所責任者のもとに保管するとともに、下記の利用目的に沿った利用を行うものとし、契約書第 10 条 3 項の規定により、個人情報を利用することに同意して頂きます。同意については、本書面をもって充てます。但し、利用目的の第 3 項「事例研究及び広報物に伴う利用目的」に同意できない場合は、下記の「個人情報の利用停止申請欄」へご記入、又は別途「個人情報の利用停止申請書」へご記入し申請してください。利用をいたしません。なお、下記以外の利用目的で情報を利用する場合には、事前にご契約者又はご家族に同意を得た上で実施いたします。

（1）当事業所内での利用目的

1）当事業所がご契約者に提供する介護サービス
2）介護保険請求等に係る業務
3）介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務等
◎ 入退居等の管理
◎ 会計・経理
◎ 事故等の報告
◎ ご契約者の介護サービスの向上
◎ 施設の管理運営業務に必要な場合
◎ 介護サービスや業務の維持・改善等の資料作成
◎ 当施設が行う実習生・ボランティア等の受入れ

（2）他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
1）当事業所がご契約者等に提供する介護サービス
◎ ご契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答等
◎ その他の業務委託
◎ ご契約者の診療等にあたり、外部の医師の助言・指示を求める場合
◎ ご家族等への心身の状況説明
2）介護保険事務
◎ 審査支払い機関へのレセプトの提出
◎ 審査支払い機関又は保険者からの照会の回答
3）損害賠償等に係る保険会社への相談又は届出等
4）当事業所の管理運営業務に対する内外部監査機関への情報提供等
5）事業所設の管理運営業務に必要な場合

（3）事例研究及び広報物に伴う利用目的
1）社内外研修や事例研究
2）当施設が発行する広報誌による氏名・生年月日・写真等の掲載
3）当事業所内での氏名・生年月日・写真等の掲示

個人情報の使用停止申請

申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（続柄　　）

社会福祉法人三慶会個人情報保護規程に基づき、以下のとおり個人情報の利用停止を申請します。

（注）該当する項目に〇をつけて下さい。

	社内外研修や事例研究に関しての利用停止
	当施設が発行する広報誌による氏名・生年月日・写真等の掲載等への利用停止

	当施設内での氏名・生年月日・写真等の掲示等への利用停止
	その他（　　）

１０．サービスの利用に対しての留意事項（契約書第 10 条参照）
当施設のご利用にあたって、事業所を利用されている方の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設・設備の使用上の注意
①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
③当事業所の職員や他の利用されている方に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) ご利用にあたり、以下の持ち物は原則として持ち込むことができません。
タバコ、酒類、火気類、刃物類

(3) 面会時間
※現在、感染対策中に伴い、制限を設けています。
13：30～15：30（それ以外の時間はご相談下さい。）
※面会される方は、必ずその都度、面会者カードにご記入下さい。

(4) 持ち物のお名前の記入について
当事業所に持ち込まれる持ち物（衣類等含む）に関して、紛失防止を目的に、お名前の記入を必ずお願い致します。

１１．損害賠償について（契約書第 11 条、第 12 条参照）
当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害に対して損害保険会社の査定範囲内による賠償をいたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

１２．サービスの提供にあたって
(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定または要支援認定の有無及び要介護認定または要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) ご契約者が要介護認定または要支援認定を受けていない場合は、ご契約者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援または介護予防支援がご契約者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定または要支援認定の更新の申請が、遅くともご契約者が受けている要介護認定または要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) ご契約者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」または担当介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、3泊4日以上滞在の方は、ご契約者及びその家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」または「介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」または「介護予防短期入所生活介護計画」は、ご契約者又はその家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

(4) サービスの提供は「短期入所生活介護計画」または「介護予防短期入所生活介護計画」に基づいて行ないます。なお、「短期入所生活介護計画」または「介護予防短期入所生活介護計画」は、ご契約者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5) 短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、ご契約者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

１３．身体拘束について（契約書第８条参照）

事業者は、原則としてご契約者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご契約者、代理人に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、ご契約者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性‥‥身体拘束以外に、ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性……ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

１４．非常災害時対策について

非常災害時については、別途定める当施設の災害 BCP（事業継続計画）及び消防計画に従い対応いたします。

防災設備については、消火器、消火栓、全館スプリンクラー、火災報知器、非常用放送設備、非常用自家発電施設などが備わっております。また、非常ベル等の警報設備を設け,常にこれらの設備を整備しています。

BCP 及び消防計画に基づき、年 2 回以上の研修及び防災訓練を消防機関との連絡を密にして,避難救出及び消火に関する訓練を適宜実施しています。

１５．衛生管理等について

サービスに供する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように感染症BCPにおいて必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

１６．　ハラスメント対策について

施設は、入所者と職員に対してより良い介護及び職場環境を実現するために、職場及び介護の現場におけるハラスメント（パワーハラスメント・カスタマーハラスメント・セクシャルハラスメント）を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 職員に対して、ハラスメントを防止するための研修を実施します

(2) サービス提供中に、職員又は入所者（現に利用している入所者の家族・親族等）によるハラスメントを受けたと思われる利用者や職員等を発見した場合は、速やかに管理者、担当者に報告・相談を行ないます

(3) 事業所にハラスメントに関する担当者を置き、ハラスメント対策に関する取り組みを行います

ハラスメント対策担当者：ショートステイ生活相談員　高月　宏晃

１７.職員の質の確保

入所者に対する介護に直接携わる施設職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする

１８．残置物の引取について（契約書第２２条参照）

本契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引越しにかかる費用については、ご契約者又は身元引受人ご負担いただきます。

１９．苦情の受付について（契約書第２３条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口　　担当者　生活相談員　　高月　宏晃

電話番号 0863-81-1010　受付時間 8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

玉野市役所　長寿介護課	所 在 地　岡山県玉野市宇野 1-27-1 電話番号　0863-32-5534 受付時間　8：30～17：00
岡山市役所　介護保険課	所 在 地　岡山県岡山市北区大供 1-1-1 電話番号　086-803-1240 受付時間　8：30～17：00
倉敷市役所　介護保険課	所 在 地　岡山県倉敷市西中新田 640 電話番号　086-426-3343 受付時間　8：30～17：00
岡山県国民健康保険団体連合会	所 在 地　岡山県岡山市北区桑田町 17-5 電話番号　086-223-8811 受付時間　8：30～17：00

(3) 苦情処理を行う為の処理体制・手順

1.受付者より、住所、氏名、電話番号、内容の報告を受ける。

2.相談又は苦情窓口担当者は、ご契約者・代理人宅へ連絡し、状況を明確にする。

3.場合により、ご契約者・代理人宅へ訪問し、詳細に状況を分析し、明確なものとする。

4.相談又は苦情窓口担当者は、必要であると判断した場合は、関係者を含めた苦情対応委員会又は第三者委員会を開催し記録する。

5．苦情対応委員会を行わない場合には、必ず責任者まで処理結果を報告するとともに、記録を残して、再発防止に心がける。

6.検討は早急に対応し、対応結果は翌日までには具体化し、ご契約者・代理人にも納得していただけるよう心がける。

7.発生した内容においては全て記録を残し、再発を防ぐ。

２０.Ｗｅｂ公開

利用者やその家族が、介護保険サービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイト上で簡単に確認・比較できるようにすることで、個々のニーズに合った適切な介護保険サービスを選択できるようにするため、社会福祉法人　三慶会のホームページに重要事項説明書を掲載しています。

令和　年　月　日

私は、本書面に基づいて事業者の　生活相談員　高月宏晃　から契約書・重要事項の説明を受けたことを確認し、指定短期入所生活介護サービスまたは指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を受けることに同意します。

又、以上の契約の証として本契約書を2通作成し、サービス契約者、事業者は記名押印の上、各自その1通を保有します。

事業者

住　　所	岡山県玉野市渋川 1 丁目 14-13
法 人 名	社 会 福 祉 法 人　三 慶 会
代表者氏名	理 事 長　　岸本　三七吉
事 業 所 名	特別養護老人ホーム　ひび喜楽園
事業者番号	岡山県指定　　第 3370401253 号
電 話 番 号	（０８６３）８１－１０１０
F A X	（０８６３）８１－１０１２
事業所代表者	施 設 長　　深井　基次　　印

サービス契約者

氏　　名	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印
住　　所	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電 話 番 号	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家族
（身元引受人）

氏　　名	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印
住　　所	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電 話 番 号	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
契約者との関係	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連帯保証人

氏　　名	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印
住　　所	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電 話 番 号	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
契約者との関係	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の保証極度額は金 100 万円と します。

個人情報に関する同意書

特別養護老人ホームひび喜楽園及びサービス従業者が業務上知り得た、サービス契約者並びに身元引受人及び連帯保証人の個人情報を医療上必要がある、もしくは他事業所との連携をはかるなど正当な理由がある場合には、医療機関、介護保険指定事業所等にその情報を用いること、又、必要な情報を収集し、サービス計画に関する個人情報を必要最小限の範囲で使用することに同意します。

令和　　年　　月　　日

サービス契約者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

家族（身元引受人）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印